

重要事項説明書

児童発達支援、放課後等デイサービス

HERO's HOUSE「ヒーローの家」

1 放課後等デイサービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社ぐるんとびー
代表者氏名	代表取締役 菅原健介
本社所在地 (連絡先)	神奈川県藤沢市大庭 5682-6 パークサイド駒寄 3-612 0466-54-7006
法人設立年月日	平成 27 年 3 月 23 日

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	放課後デイサービス HERO's HOUSE「ヒーローの家」
サービスの 主たる対象者	障がい児（18歳未満の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者 （発達障がい児を含む）及び難病等対象者）
事業所番号	放課後等デイサービス 1452201344号（2025年2月1日指定）
管理者	福田 明子
児童発達支援 管理責任者	
事業所所在地	神奈川県藤沢市石川 693-7
連絡先 相談担当者名	0466-21-9070 福田 明子
事業所の通常の 事業実施地域	神奈川県藤沢市、鎌倉市、茅ヶ崎市
事業所が行なう 他のサービス	看護小規模多機能 ぐるんとびーホーム 149220198号(令和6年10月1日指定) 看護小規模多機能 ぐるんとびー 1492200884号(令和2年4月1日指定) ぐるんとびー訪問看護ステーション 1462290500号(平成29年11月1日指定) ぐるんとびーケアプランセンター 1472206661号(令和元年11月1日指定)
利用定員	10名
開設年月日	令和7年2月1日

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	株式会社ぐるんとびー（以下、「事業者」という。）が放課後デイサービス HERO's HOUSE「ヒーローの家」（以下、「事業所」という。）において実施する指定障害児通所支援の放課後等デイサービス（以下、「放課後等デイサービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下、「法」という。）第 21 条の 5 の 5 第 1 項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下、「通所給付決定保護者」という。）の意思及び人格を尊重し、障害児及び通所給付決定保護者の立場に立った適切な放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とします
運営方針	「誰もがヒーローであり、思いを大切にできる」 ①事業所は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。 ②放課後等デイサービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、通所給付決定保護者の所在する市町村、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。 ③前二項のほか、法及び「児童福祉法に基づく放課後等デイサービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、放課後等デイサービスを提供するものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月～日 祝日営業 年末年始 12/29～1/3 までは休みとする
営業時間	9：00～18：00

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月～日 祝日営業 年末年始 12/29～1/3 までは休みとする
サービス提供時間	10：00～17：00

3 事業所の構造・設備について

(1) 構造

構 造	木造 1 階建て
敷 地 面 積	145.44 m ²
延 床 面 積	145.44 m ²

(2) 設備

設 備 の 種 類	部 屋 数	備 考
指 導 訓 練 室	3 室	個別・集団療育室
静 養 室	1 室	洋室 6 畳、ベット配置
ト イ レ	2 室	洗面台付、洋式トイレ
台 所	1 室	食事の準備や軽食などを調理

4 職員体制等について

各職種の職務の内容、職員配置

職 種	職 務 内 容
管 理 者	配置 1 名（常勤） 管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定放課後等デイサービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。
職 種	職 務 内 容
児童発達支援 管理責任者	配置 1 名（常勤） (1) 適切な方法により、障がい児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障がい児の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障がい児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。 (2) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、通所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定放課後等デイサービスの目標及びその達成時期、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した放課後等デイサービス計画の原案を作成

	<p>します。</p> <p>(3) 放課後等デイサービス計画の原案の内容を通所給付決定保護者及び障がい児に対して説明し、文書により同意を得た上で、作成した放課後等デイサービス計画を記載した書面を通所給付決定保護者に交付します。</p> <p>(4) 放課後等デイサービス計画作成後、放課後等デイサービス計画の実施状況の把握（障がい児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6か月月に1回以上、放課後等デイサービス計画の見直しを行い、必要に応じて放課後等デイサービス計画を変更します。</p> <p>(5) 利用に際し、障がい児通所支援事業者等に対する照会等により、障がい児の心身の状況、事業所以外における指定障がい児通所支援等の利用状況等を把握します。</p> <p>(6) 障がい児の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障がい児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障がい児に対し、必要な支援を行います。</p> <p>(7) 他の職員に対する技術指導及び助言を行います。</p>
児童指導員	<p>配置2名(1名常勤)</p> <p>指定児童発達支援の単位ごとに提供を行う時間帯を通じて、専ら指定児童発達支援の提供に当たります</p>
保育士	<p>配置1名(常勤または非常勤)</p> <p>指定児童発達支援の単位ごとに提供を行う時間帯を通じて、専ら指定児童発達支援の提供に当たります</p>
その他従業者	<p>配置1名(常勤または非常勤)</p> <p>指定児童発達支援の単位ごとに提供を行う時間帯を通じて、専ら指定児童発達支援の提供に当たります</p>
看護職員	<p>配置1名(兼務、常勤または非常勤)</p> <p>当該事業所を利用する障がい児の健康管理、必要に応じて医師の指示に基づく医療処置、アドバイス等を行います</p>

5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
放課後等デイサービス計画の作成	通所給付決定保護者及び障がい児の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した放課後等デイサービス計画を作成します。
日常生活訓練	日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動等を行います。
集団生活適応訓練	会話、手話等おこないます。
創作的活動	絵画、工作、園芸等を行います。

更生相談	医療、福祉、生活の相談等を行います。
介護方法の指導	家族等に対する介護技術指導等を行います。
健康指導	障がい児の健康チェック、健康相談を行います。
介護サービス	更衣、排泄等の身体介助を行います。
送迎サービス	希望により、事業所の所有する車両により、障がい児の自宅又は学校と事業所との間の送迎を行います。

(2) サービス料金

1. 障害児通所給付費によるサービスを提供した場合は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）から家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額を引いた額が介護給付費の給付対象となります。事業者が障害児通所給付費の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額を事業者にお支払いいただきます（利用者負担額といいます）。なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

利用料金は、次表のとおりです。

世帯所得	負担上限額（円）
生活保護・低所得	0円
一般世帯1	4,600円
一般世帯2	37,200円

2. 上記1. の代理受領を行わない場合、事業者は通所給付決定保護者からサービス利用料金の全額を受けるものとします。

3. 事業者は、上記1. 及び2. の利用者負担額の支払いを受けた場合は、通所給付決定保護者に対して当該費用に係る領収証を発行するものとし、障害児通所給付費の代理受領を受けた場合は、通所給付決定保護者に対してその金額及び内訳を通知するものとします。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

6 その他の費用について

内 容	料 金
創作的活動に係る材料費	実費相当額
おやつ代	1日50円

食費（実施した場合）	昼食に係る調理及び食材料として実費相当額
その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの実費	実費相当額
通常の事業の実施地域を超える場合の送迎費	通常の事業の実施地域外の送迎に伴う燃料費相当分

7 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額その他の費用の支払い方法について	<p>利用者負担額及びその他の費用について、当事業者は利用料を1カ月ごとに計算し、利用者に対して翌月10日までに請求し、利用者は同額を請求書が発行された月の20日（ただし、同日が休日等である場合は翌営業日）までに当事業者に対して支払うこととします。なお、同支払いに要する費用は利用者の負担とします。</p> <p>お支払いを確認しましたら必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。</p> <p>また、児童通所給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。</p>
------------------------	--

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、保護者が、事業者を支払うべきサービスの利用料金を2カ月以上滞納し、期間を定め催告したにもかかわらず支払わない場合には、契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

8 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 放課後等デイサービス計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、通所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向に配慮しながら「放課後等デイサービス計画」を作成します。作成した「放課後等デイサービス計画」については、案の段階で通所給付決定保護者及び障がい児に対し内容を説明し、通所給付決定保護者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

(3) 放課後等デイサービス計画の変更等

「放課後等デイサービス計画」は、障がい児の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守する

とともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 福田明子
-------------	----------

- ② 苦情解決体制を整備します。
③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
④ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施します。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

① 障がい児又はその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者は、障がい児又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとし、</p> <ul style="list-style-type: none">○ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た障がい児又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。○ また、この秘密を保持する義務は、サービス利用契約が終了した後もにおいても継続します。○ 事業者は、従業者に業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none">○ 事業者は、障がい児又はその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、障がい児又はその家族の個人情報を提供しません。○ 事業者は、障がい児又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとし、○ 事業者が管理する情報については、障がい児又はその家族の求めに応じてその内容を開示することとし（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとし、

11 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、保護者が予め指定する連絡先にも連絡します。

12 協力医療機関について

以下の協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

医療機関名称	ホームケアクリニック
--------	------------

医 院 長 名	坂本学映（さかもとたかあき）		
所 在 地	藤沢市大庭5308-1		
電 話 番 号	0466-47-4904		
診 療 科	内科、外科、在宅診療	入院設備	なし

13 事故発生時の対応方法について

障がい児に対する放課後等デイサービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、障がい児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、障がい児に対する放課後等デイサービスの提供の際に、事業者の責に帰すべき事由に基づいて賠償すべき損害が発生した場合は、その損害を賠償します。

市町村	市 町 村 名	藤沢市
	担 当 部 ・ 課 名	子ども青少年部 子ども家庭課
	電 話 番 号	0466-50-3569

14 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画により対応いたします。
平時の訓練	別途に定める消防計画に則り、避難訓練を年1回実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動火災報知機 有 ・ 誘導灯 有 ・ 非常用電源 有 ・ 消火器 有 ・ カーテン等は防災機能のある物を使用しています。 ・ 震災に備えての備蓄（食糧・飲料水など） （その他、拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等）

15 苦情解決の体制及び手順

- (1) 提供した指定放課後等デイサービスに係る障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を、以下のとおり設置します。

担当：管理者 福田明子

16 心身の状況の把握

指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障がい児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

17 連絡調整に対する協力

放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの利用について市町村又は障がい児相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

18 他の指定通所支援事業者等との連携

指定放課後等デイサービスの提供に当り、大阪府、市町村、障がい福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

19 サービス提供の記録

- ① 指定放課後等デイサービスの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用者負担額等について、サービス提供の終了時に通所給付決定保護者の確認を受けることとします。
- ② 指定放課後等デイサービスの実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、通所給付決定保護者の確認を受けます。
- ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、障がい者又はその家族は事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます（複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。）

20 指定放課後等デイサービス内容の見積もりについて

契約に際して、サービス内容に応じた見積もり（契約書別紙）を作成します。

21 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

感染症対策	児童がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所の利用は出来ません。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は、自己の責任において管理していただきます。自己管理のできない場合は貴重品を事業所に持ち込まないようお願いいたします。
宗教活動・政治活動 営利活動	児童及び保護者の思想、信仰は自由ですが、他の児童及びその保護者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

23 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

24 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

放課後等デイサービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました

事業者	所在地	神奈川県藤沢市大庭 5682-6 パークサイド駒寄 3-612
	法人名	株式会社ぐるんとびー
	代表者名	菅原健介
	事業所名	放課後等デイサービス HERO' s HOUSE「ヒーローの家」 (所在地:神奈川県藤沢市石川 693-7)
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用申込者 (通所給付 決定保護者)	住所	
	氏名	
	続柄	
利用者(児童)氏名		

代理人	住所	
	氏名	